

2020年12月2日

各 位

青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 辻井 靖

当社社員による不正行為に関するお知らせ

本年2月、内部監査の過程で社員による協力会社との不正な取引(以下、「不正行為」といいます)がおこなわれていたことが発覚し、その後、弁護士等の社外の専門家も含め徹底した調査を進めてまいりました。

当該調査の結果判明した本件の概要、調査の結果を受けた再発防止策等について、下記のとおりお知らせいたします。

当社は「コンプライアンス」を経営の最重要課題として位置付けており、法令の遵守はもとより、社会規範に即した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを経営の基本としております。

今般このような不正行為がおこなわれたことは大変遺憾であり、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為が発覚した経緯および不正行為の概要

本年2月、内部監査室による社内監査を実施したところ、工事着工間もない段階で協力会社に対して法令違反に該当しない社内規程を逸脱した発注により、出来高を水増しすることで工事原価の計上時期と支払時期の前倒しがおこなわれたものであります。その後の徹底した社内調査の結果、2015年3月期から2020年3月期の間に複数の作業所で同様の行為があり、不正行為による支出の総額は約274百万円であることが判明しました。

なお、これに関与した社員個人の利得はありませんでした。

2. 社内処分

本件に関与した社員および管理責任を明確にするために当該事業所の責任者である執行役員等について社内の規程に基づき厳正な処分をおこないました。

3. 再発防止策

このような不正行為がおこなわれたことを真摯に受け止め、実効性のある再発防止策を講じ、現在、実施しております。

4. 業績への影響について

本件の不正行為による支出は過年度において工事原価で処理されたものであり、過年度の決算期をまたぐ費用処理に少額の誤りがあったものです。

過年度各期の決算に与える影響は軽微であり、また、既に適正な修正申告をおこなっているため、当期の業績に与える影響はございません。

以 上

<本件に関する問い合わせ先>

管理本部 経営管理部 TEL:03-5419-1011